別表六の二（二十三）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の６第１項若しくは第２項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び次号において「令和２年旧措置法」という。）第68条の15の６第１項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合において、租税特別措置法第68条の15の２第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は令和２年旧措置法第68条の15の２第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるときに記載すること。

2　「控除対象調整数の計算」及び「個別控除対象調整数の計算」の各欄は、租税特別措置法第68条の15の２第２項又は令和２年旧措置法第68条の15の２第２項の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、「対象移転型特定新規雇用者数等の合計（別表六の二(十七)「12」＋「16」＋「22」）又は（別表六の二(十七)「32」＋「37」）　⑸」及び「個別移転型特定新規雇用者数等の合計（別表六の二(十七)付表一「18」＋「24」＋「27」）　⑽」の各欄は、租税特別措置法第68条の15の２第１項又は令和２年旧措置法第68条の15の２第１項の規定の適用を受ける場合にのみ記載すること。

3　「雇用者給与等支給増加重複控除額　⑭×20又は30／100　⑮」の欄は、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）附則第107条第２項（連結法人の特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「20又は」を消し、その他の場合には「又は30」を消すこと。

別表六の二(二十)付表を削る。

別表六の二(二十六)の表中「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の㉘」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の㉗」）」に改め、同表を別表六の二(二十七)とする。

別表六の二(二十五)付表の表中「震災特例法第25条の２・震災特例法第25条の２の２・震災特例法第25条の２の３（旧震災特例法第25条の２）」を「震災特例法第25条の２・震災特例法第25条の２の２・震災特例法第25条の２の３」に改め、同表の記載要領第１号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第15条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の２第２項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同表を別表六の二(二十六)付表とする。